

豊田自動織機グループ 贈収賄防止方針

私たち(株式会社豊田自動織機およびその子会社)は、「豊田綱領」と「基本理念」に基づき、国内外の贈収賄防止法を遵守し、政治・行政はもちろん、ビジネスパートナーとの関係においても、誠実かつ公正な関係を維持します。

【公務員等への贈賄の禁止】

1. 私たちは、国の内外を問わず、事業上の便宜を図るため、公務員等の職務行為に影響を与えることを意図して、当該公務員等に直接、またはビジネスパートナーを通じて間接に、金銭その他の利益を供与しません。

【民間企業の担当者への贈賄の禁止】

2. 私たちは、国の内外を問わず、事業上の便宜を図るため、民間企業の担当者の職務行為に影響を与えることを意図して、当該担当者に直接、またはビジネスパートナーを通じて間接に、金銭その他の利益を供与しません。

【収賄の禁止】

3. 私たちは、国の内外を問わず、自己又は第三者の利益を図ることを目的として、自らの職務に関する行為に関連して金銭その他の利益の提供を受けません。

【適切な接待・贈答等】

4. 私たちは、接待・贈答等を授受する際は、目的・頻度・相手・金額等の面から、社会通念上適切な範囲内とし、第三者から不信や疑惑を持たれるような行為はしません。

【ビジネスパートナーとの適切な取引】

5. 私たちは、ビジネスパートナーと、適格性、公平性、透明性および役務と対価の妥当性等が合理的に説明できない取引を一切しません。

【会計不正の禁止】

6. 私たちは、各自の業務を行うにあたり、簿外取引や架空取引、その他の虚偽取引、またはその誤解を与えるような取引を行いません。

【報告および調査への協力】

7. 私たちは、贈収賄やその疑いのある行為に関係または発見した時は、法令主管部署に速やかに報告・相談するとともに、必要な調査に全面的に協力します。